

(目的)

第1条 この規程は、技術開発型の創業や新製品開発、新規事業展開等を促進するため、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が創業者等に貸与するインキュベーション施設の管理、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用対象者)

第2条 インキュベーション施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)道内での新規創業を目指し、新たな製品開発に取り組む個人等
- (2)新たな製品開発、事業展開等に取り組み、道内に事務所若しくは事業所を有する、又はそれらを道内に設立する予定のある中小企業等
- (3)道総研と共同研究等を行い、新たな製品開発等に取り組む道内中小企業等
- (4)別表1に定める各研究本部に属する試験場等（以下「当該機関」という。）の長が特に必要と認めた者

(使用承認期間)

第3条 インキュベーション施設を使用する最初の承認期間は、1年以内とする。

- 2 使用承認期間は更新することができるものとし、その期間は、1回につき1年以内とする。
- 3 使用承認期間は、最大3年を超えないものとする。

(使用時間)

第4条 インキュベーション施設の使用時間は、道総研の勤務時間内とする。ただし、当該機関の長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(使用料)

第5条 インキュベーション施設の使用料は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構固定資産使用許可取扱要領（以下「固定資産使用許可要領」という。）の規定に基づき算定するものとする。

- 2 依頼者は、前項の規定に係る使用料について、定められた期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第6条 既に支払われた使用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1)道総研の責めに帰する理由によりインキュベーション施設の使用ができなくなったとき。
- (2)当該機関の長がその他特別の理由があると認めたとき。

(使用者の募集)

第7条 当該機関の長は、道総研のホームページ等によりインキュベーション施設を使用する者を公募するものとする。

(使用の申請等)

第8条 使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用承認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該機関の長に提出しなければならない。

- (1)住民票抄本（法人格を有する申請者にあつては、登記事項証明書）
- (2)固定資産使用許可申請書（固定資産使用許可要領別記第2号様式）
- (3)その他当該機関の長が必要と認める書類

2 使用承認期間の更新を受けようとするときは、使用承認期間が満了する日の2月前までに、使用承認期間更新申請書（別記第2号様式）に期間の更新の必要性を証明する書類、更新期間に係る固定資産使用許可申請書その他当該機関の長が必要と認める書類を添えて、当該機関の長に提出しなければならない。

(使用の承認に係る審査)

第9条 当該機関は、使用に係る承認の可否を審査する審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、申請者から提出された申請書等に基づき、使用の承認の可否を審査する。

(使用の承認等)

第10条 当該機関の長は、使用の承認の可否については、審査会での審査を踏まえ、また、使用承認期間の更新については、更新申請書等の内容を審査し、その可否を決定するものとする。

- 2 当該機関の長は、使用の承認の可否を決定したときは、速やかに申請者に対しその旨を通知する。
- 3 当該機関におけるインキュベーション施設の使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、速やかに別に定める技術指導等の手続きを行わなければならない。
- 4 前2項の規定は、当該機関の長が使用承認期間の更新の可否を決定した場合について準用する。

(使用の承認の取消し等)

第11条 当該機関の長は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1)偽り、その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2)資産の使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3)施設の管理及び運営上支障があると認めたととき。
- (4)その他その使用を不相当と認めたととき。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を当該機関の長に届け出なければならない。

- (1)住所、氏名等に変更があつたとき。
- (2)インキュベーション施設の使用を15日以上休止しようとするとき。
- (3)使用承認期間の途中において、インキュベーション施設の使用を終了しようとするとき。
- (4)道総研の施設を損傷し、又は滅失したとき。

2 使用者は、当該機関内で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、インキュベーション施設の使用に関し道総研の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、

不可抗力による場合又は理事長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程第23号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

農業研究本部	中央農業試験場（長沼町） 上川農業試験場（比布町） 道南農業試験場（北斗市） 十勝農業試験場（芽室町） 根釧農業試験場（中標津町） 北見農業試験場（訓子府町） 畜産試験場（新得町） 花・野菜技術センター（滝川市）
水産研究本部	中央水産試験場（余市町） 函館水産試験場（函館市） 釧路水産試験場（釧路市） 網走水産試験場（網走市） 稚内水産試験場（稚内市） 栽培水産試験場（室蘭市） さけます・内水面水産試験場（恵庭市）
森林研究本部	林業試験場（美唄市） 林産試験場（旭川市）
産業技術研究本部	工業試験場（札幌市） 食品加工研究センター（江別市） ※ものづくり支援センター
環境・地質研究本部	環境科学研究センター（札幌市） 地質研究所（札幌市）
建築研究本部	北方建築総合研究所（旭川市）